

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二二―二三〇

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「知事室長」を「知事室長
企画参与」に、「ス

ポーツ局長」を「スポーツ局長

地域包括ケア局長」に改め、「スポーツ企画幹」及び「先端産業

幹」を削り、同表知事及び会計管理者地域機関環境科学国際センターの項職の欄中

「研究所長

「研究所長」を 研究企画幹 に改め、同表監査事務局の項職の欄中「主席監査員」

副研究所長」

を削り、「主任監査員」を「監査第一課の主席監査員、主任監査員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。